



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 1 号 の 2

平成24年(2012年)10月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ		ページ
告 示		予防接種を行うことについて (健康総務課)	6
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	予防接種を行う医師の承諾の撤回について (")	7
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (建築指導課)	7
介護保険法の規定による事業者の指定につい て(2件) (介護保険課)	3	開発行為に関する工事の完了について (")	8
介護保険法の規定による事業の廃止について (")	3	選挙管理委員会告示	
粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務の委託 について (リサイクル推進課)	4	石川海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の 場所について (選挙管理委員会)	8
土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 指定について (環境指導課)	4	監査公表	
市道の区域の変更について (道路管理課)	5	監査公表(第14号・15号) (監査事務局)	8
公 告		公営企業告示	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	5	金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	11
		金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	11

告 示

●金沢市告示第247号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場

- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 120台
- 原動機付自転車 5台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年9月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年10月11日から平成25年1月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第248号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	10台
	原 動 機 付 自 転 車	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
本町2丁目地内	自 転 車	1台
矢木3丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	6台
福久町地内	自 転 車	2台
池田町地内	自 転 車	1台
柳橋町地内	自 転 車	1台
高尾台2丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
みどり1丁目地内	自 転 車	1台

東山1丁目地内	自 転 車	2台
吉原町地内	自 転 車	1台
米泉町5丁目地内	自 転 車	1台
米泉町7丁目地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	3台
三池町地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
土清水2丁目地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	1台
清川町地内	自 転 車	1台
増泉1丁目地内	自 転 車	1台
兼六元町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年9月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成24年10月11日から平成25年4月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760190999	訪問看護 健康企画	金沢 金沢市西念4丁目19番43号	株式会社金沢健康企画	平成24年8月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104402	ひなの家居宅介護支援事業所	金沢市入江1丁目30番地	株式会社スパーテル	平成24年8月1日	居宅介護支援
1770104410	ツクイ金沢	金沢市八日市5丁目460番地	株式会社ツクイ	平成24年8月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サー

ピスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100277	社会福祉法人北 伸福祉会中央金 沢朱鷺の苑デイ サービスセンター	金沢市広岡2丁 目1番7号	社会福祉法人北 伸福祉会	平成24年9月30日	通所介護

●金沢市告示第252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市職員互助会 理事長 丸口 邦雄	金沢市広坂1丁目1番1号

2 委託した事務

粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成24年10月15日から平成25年3月31日まで

●金沢市告示第253号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 要措置区域

金沢市宝町1番1の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

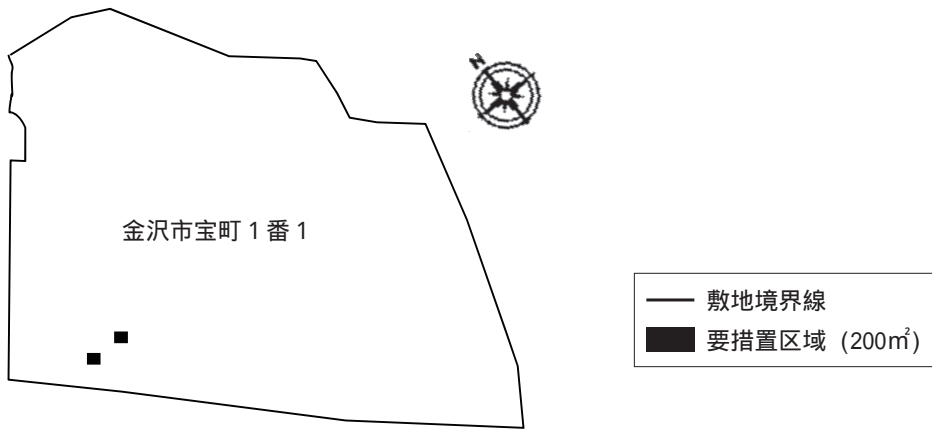
水銀及びその化合物

砒素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



●金沢市告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年10月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成24年10月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 12号 北 間 ・ 中 橋 線	須 崎 町 甲 1 番 先から 大 河 端 町 東 27番 先まで	旧	16.0	783.1
			新	23.0	783.1

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成24年10月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年10月11日から同年11月12日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成24年11月13日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成24年10月11日から同年11月12日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成24年10月11日から 平成25年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		
日本脳炎第2期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、9歳以上の者		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達す		

	る日の前日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
紺谷 真	紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畝田東2丁目125番地	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期 不活化ポリオ第1期
森永 信一	すずみが丘病院	金沢市もりの里3丁目76番地	麻しん風しん第3・4期 麻しん第3・4期 風しん第3・4期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
国見 一人	すずみが丘病院	金沢市もりの里3丁目76番地	平成24年8月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第148号	平成24年 9月27日	金沢市寺中町口60番1の一部	25.00	4.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市畝田東3丁目23番1から23番7まで 24番1及び24番3並びに金沢市所管の法定 外公共物の一部	金沢市畝田中2丁目93番地 株式会社ダイトク不動産 代表取締役 勘村 哲之	道路 金沢市畝田東3丁目23番 4 水路 金沢市畝田東3丁目23番 7

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第49号

平成24年9月1日現在で調製した石川海区漁業調整委員会選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成24年10月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成24年10月20日から同年11月3日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成24年10月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸
金沢市監査委員	田	中	仁

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位:円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	道路管理課	下菊橋耐震補強工事	63,334,950	H23. 3.28 ~ H24. 3.26	H23. 5.10 ~ H24. 9.25
2	内水整備課	準用河川源太郎川雨水貯留施設整備工事	52,341,450	H23.10.17 ~ H24. 3.21	H23.12.12 ~ H24. 9.25
3	内水整備課	都市基盤河川木曳川改修工事に伴う橋梁架替工事(上部工)	63,893,550	H23. 8.30 ~ H24. 3.16	H23.10.11 ~ H24. 9.25
4	環境政策課	次期廃棄物埋立場雨水調整池整備工事	349,650,000	H21. 9.18 ~ H24. 3.15	H21.11. 2 ~ H24. 9.25
5	生涯学習課	金沢市鞍月公民館、金沢市立鞍月児童館及び金沢市鞍月老人憩いの家建設工事(建築工事)	200,109,000	H23. 3.14 ~ H24. 2.24	H23. 5.10 ~ H24. 9.25
6	市営住宅課	額新町住宅建設工事第7期(建築工事)	433,440,000	H22.12.27 ~ H24. 1.31	H23. 3. 8 ~ H24. 9.25
7	市営住宅課	額新町住宅建設工事第7期(給排水衛生設備工事)	54,668,250	H23. 1.21 ~ H24. 3.22	H23. 3. 8 ~ H24. 9.25
8	市営住宅課	額新町住宅建設工事第7期(電気設備工事)	52,447,500	H23. 1.21 ~ H24. 3.22	H23. 3. 8 ~ H24. 9.25
9	企業局水処理課	平成20年度 浅野ポンプ場沈砂池機械設備改築工事	1,240,575,000	H21. 3.24 ~ H24. 2.14	H21. 5.11 ~ H24. 9.25
10	企業局水処理課	平成21年度 浅野ポンプ場電気設備改築工事	335,475,000	H22. 1.20 ~ H24. 1.19	H22. 3. 8 ~ H24. 9.25
11	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第4期(建築工事)	648,900,000	H23. 3.14 ~ H24. 2.29	H23. 5.10 ~ H24. 9.25
12	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第4期(電気設備工事)	74,499,600	H23. 3.29 ~ H24. 2.29	H23. 5.10 ~ H24. 9.25
13	企業局建設課	平成23年度 糸田2丁目雨水管渠築造工事(補助)	46,638,900	H23.11.21 ~ H24. 4.27	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
14	企業局建設課	平成23年度 糸田2丁目污水管改良工事(単独)	2,148,300	H23.11.21 ~ H24. 4.27	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
15	企業局維持管理課	糸田2丁目地内配水管布設替工事	16,470,300	H23.11.21 ~ H24. 3.19	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
16	道路建設課	北安江出雲線橋梁下部工事(右岸)	85,957,200	H23. 8. 8 ~ H24. 5. 1	H23.10.11 ~ H24. 9.25
17	企業局建設課	平成23年度 八日市1丁目雨水管渠築造工事(補助)	55,750,800	H23.11.22 ~ H24. 5.31	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
18	企業局建設課	平成23年度 八日市1丁目污水管改良工事(単独)	1,204,350	H23.11.22 ~ H24. 5.31	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
19	企業局建設課	八日市1丁目地内配水管布設替工事	14,326,200	H23.11.22 ~ H24. 3.27	H24. 1. 6 ~ H24. 9.25
20	環境政策課	金沢市西部クリーンセンター建設工事	12,862,500,000	H21. 3.13 ~ H24. 3.21	H21. 5.11 ~ H24. 9.25
21	企業局水処理課	平成22年度 西部水質管理センター汚泥搬送棟築造工事	73,711,050	H23. 2.23 ~ H24. 1.13	H23. 4. 4 ~ H24. 9.25

22	市民 スポーツ課	金沢市営西部市民体育会館耐震及び改修工 事(建築工事)	80,925,600	H23.11.16～ H24. 3.16	H24. 1. 6～ H24. 9.25
23	市民 スポーツ課	金沢市営西部市民体育会館耐震及び改修工 事(給排水衛生設備工事)	54,409,950	H23.11.15～ H24. 3.16	H24. 1. 6～ H24. 9.25
24	道路建設課	福久福増線鞍月用水横断函渠築造工事	68,730,900	H23. 9.20～ H24. 6.29	H23.11. 4～ H24. 9.25
25	教育総務課	金沢市立小立野小学校改築工事第2期(低 学年棟建築工事)	173,250,000	H23. 9.21～ H24. 3.23	H23.11. 4～ H24. 9.25
26	企業局建設課	笠舞2・3丁目地内ガス管及び配水管改良 工事	32,335,800	H24. 2. 2～ H24. 6.29	H24. 4. 9～ H24. 9.25
27	教育総務課	金沢市立小立野小学校プール棟及び金沢市 学校給食小立野共同調理場改築工事(建築 工事)	233,835,000	H23. 9.21～ H24. 6.26	H23.11. 4～ H24. 9.25
28	教育総務課	金沢市学校給食小立野共同調理場改築工事 (空調設備工事)	126,294,000	H23.10.31～ H24. 6.26	H23.12.12～ H24. 9.25
29	教育総務課	金沢市立小立野小学校プール棟及び金沢市 学校給食小立野共同調理場改築工事(給排 水衛生設備工事)	62,863,500	H23.10.19～ H24. 6.26	H23.12.12～ H24. 9.25

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、田中 仁、宮保喜一、玉野 道、中西利雄、苗代明彦
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。
- ・玉野 道、中西利雄は平成23年5月1日に退任し、代わって同月13日に高村佳伸、苗代明彦が就任した。
- ・苗代明彦は平成24年3月23日に退任し、代わって同年6月22日に田中 仁が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年10月11日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	高	村	佳伸
金沢市監査委員	田	中	仁

1 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年9月10日
- (2) 措置を講じた部局等 農林局卸売市場中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日(平成21年監査公表第4号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>中期経営計画の見直し</p> <p>中期経営計画については、平成18年3月の策定以来、事業経営の根幹に関わる市場施設の再整備への対応をはじめ取扱高の伸び悩みなど事情が大きく変化しているところであり、現状に即応した計画となるよう見直し改定されたい。</p> <p>なお、見直しに当たっては、市場関係者の意見を聴取し、計画推進のあり方を検討するなど、より実効性のある計画とするよう努められたい。</p>	<p>中期経営計画について、市場関係者と協議し、施設を適切に維持管理し長寿命化と有効利用を図ることとするなど、現状に即応した計画となるよう、平成23年3月に見直しを行った。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第27号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成24年6月1日から同年8月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 72,690円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 58,640円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 71,890円

2 原料価格変動額 8,100円

算式 71,890円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 8,100円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 8,100円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に6.64円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成24年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	233円39銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	231円39銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	218円89銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	217円6銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	212円6銭

●金沢市公営企業告示第28号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成24年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,000円
- (2) 原料価格変動額 29,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 58,640円 (1トン当たり平均原料価格) = 29,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 29,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から59.78円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年11月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	361円52銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	352円42銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,000円
- (2) 原料価格変動額 29,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 58,640円 (1トン当たり平均原料価格) = 29,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 29,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から59.78円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年11月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	361円60銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	352円50銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,000円
- (2) 原料価格変動額 29,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 58,640円 (1トン当たり平均原料価格) = 29,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 29,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から59.78円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成24年11月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	340円37銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	331円27銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,000円
- (2) 原料価格変動額 29,300円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 58,640円(1トン当たり平均原料価格) = 29,300円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 29,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から59.78円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成24年11月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	383円98銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	374円88銭

平成24年(2012年)10月11日 印刷
平成24年(2012年)10月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄